

ふるさとCM大賞 作品の著作権に関する事例

Q 1 : 古い人物が映っている写真を使いたいのですが？

A 1 : 写真の撮影者と映っている人の許可を得てください。

撮影者や映っている人が故人の場合は、その権利を引き継ぐ人や組織に許可を得てください。

Q 2 : 歴史上の人物の写真を使いたいのですが？

A 2 : 没後50年を経過した写真には著作権はありませんが、所有者の許可は必要です。

Q 3 : 通りすがりの人が映ってしまうのですが？

A 3 : 映ってしまう人に許可を得てください。

映ってしまっている場合は、個人が特定できないような映像処理をしてください。

Q 4 : 映画やドラマを模したシーンを使いたいのですが？

A 4 : 映画やドラマを制作した制作者の許可を得てください。

必要があれば、指定された著作権マークを映像に入れてください。

Q 5 : ゆるキャラなどのキャラクターを登場させたいのですが？

A 5 : キャラクターの権利保有者の許可を得てください。

キャラクターが商標登録されている場合は、指定された著作権マークを映像に入れてください。

Q 6 : 既存のビデオパッケージの映像を使用したいのですが？

A 6 : ビデオパッケージの権利保有者及び制作者の許可を得てください。

必要があれば、引用先を映像に入れてください。

Q 7 : モニュメントを映像に使いたいのですが？

A 7 : 基本的に屋外にあり一般の目にふれる彫刻やモニュメントは、著作権の処理は必要ありませんが、作品によっては著作権の処理が必要になる場合がありますので、保有者に確認してください。

Q 8 : グーグルアースの映像を使用したいのですが？

A 8 : グーグルに使用申請が必要です。指定された著作権マークを入れてください。

Q 9 : 歌謡曲の替え歌を使用したいのですが？

A 9 : 替え歌を使用する場合は、曲の権利者に許可を取る必要があります。

Q10 : 楽曲の合唱や演奏を使いたいのですが？

A10 : 楽曲の作詞・作曲などの権利者に加え、その楽曲を実演している歌手や演奏者の許可が必要です。さらに、その曲をCD等から使用する場合は、CDレコード会社にも許諾を取る必要があります。

Q11 : 地元ゆかりの楽曲を使いたいのですが？

A11 : 作詞・作曲をした者が没後70年をすぎている場合や、公表後70年をすぎているレコード等に録音された楽曲や楽曲の実演を使用する場合は、音楽家・実演家・レコード等の製作者等の関係するすべての権利者の許諾を得てください。

※著作権法改訂（2018年12月30日施行）により、著作物の保護期間は、従来の50年から70年に延長されています。